

舞鶴市副業・兼業人材活用 支援事業補助金

【申請要領】

申請受付期間

令和8年1月30日（金）まで

書類提出先・お問い合わせ先

〒625-8555

舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市 産業振興部 産業活力課

電話：0773-66-1021

1 趣旨

専門的な技術、技能等を有する人材の活用により企業の生産性の向上、経営課題の解決を図るため、副業・兼業人材を活用する市内事業者に対し、補助金を交付します。

2 補助対象事業者

次の要件を全て満たす事業者

(1)	舞鶴市内に事業所を有する中小企業者 ^(※1) であること。
(2)	次のいずれにも該当しない者であること。 ○市税を滞納している者 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者 ○舞鶴市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員

(※1) 中小企業者とは

業種分類	中小企業基本法における中小企業の定義 (いずれかを満たす会社及び個人)	
	資本金の額又は出資金の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

会社（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）、士業法人及び個人事業主で上表に当てはまる者をいいます。

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人などは、本制度の対象外となります。

3 補助対象事業

補助対象事業者が生産性の向上、経営課題の解決のために、京都府プロフェッショナル人材戦略拠点協議会の構成団体である登録民間人材ビジネス事業者（以下「登録人材ビジネス事業者」という。）を介して副業・兼業人材を活用する事業。

※ 国、地方公共団体等が実施する他の制度により助成金等の交付を受けている事業は除きます。

登録人材ビジネス事業者は、次のページから参照してください。

(<https://www.jigyo-keizoku.jp/prof/>)



4 補助対象経費

(1)	副業・兼業人材の募集のために登録人材ビジネス事業者を支払う登録料、求人掲載料、人材紹介手数料等の経費（実際に副業・兼業の人材を活用した場合に限る）
(2)	副業・兼業人材に対する業務委託料（3か月分を限度とする）
(3)	副業・兼業人材が舞鶴市を実際に訪れて業務に従事する場合に補助事業者が負担した交通費（1回の往復移動に伴う交通費は3万円を限度とし、契約から3か月以内のものに限る）

5 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）
ただし、1事業者当たり10万円を上限とします。

6 交付申請

(1) 募集期間

令和8年1月30日（金）まで

※この補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付申請額が予算額に達した場合は、募集期間に関わらず受付を終了いたします。

(2) 申請時期

副業・兼業人材との業務委託契約締結日から30日以内に提出してください。

(3) 提出書類（様式は市ホームページからダウンロードできます）



(1)	交付申請書（様式第1号）
(2)	事業計画書（様式第2号）
(3)	収支予算書（様式第3号）
(4)	補助対象事業に係る副業・兼業人材との契約書の写し
(5)	見積書など事業実施に係る経費が確認できるもの
(6)	市税の納税証明（滞納のない証明書）

7 実績報告

(1) 提出期限

事業終了後30日以内または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日

(2) 提出書類（様式は市ホームページからダウンロードできます）

(1)	実績報告書（様式第8号）
(2)	事業報告書（様式第9号）
(3)	収支決算書（様式第10号）
(4)	補助対象経費を支払ったことが確認できる書類 （領収書の写し等）